

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部
を改正する規程のあらまし

- 1 管理職手当を支給する職員の職の改正を行います。
- 2 四條畷市、太子町及び千早赤阪村との水道事業の統合に伴う経過措置を定めます。
- 3 この規程は、平成29年4月1日から施行します。